

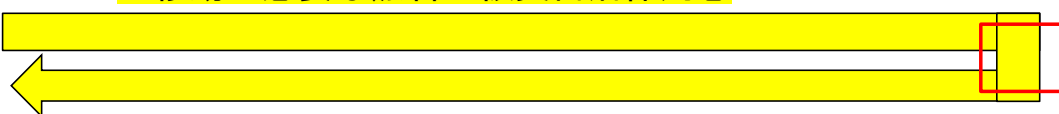
災害対策用機械派遣に伴う費用負担のイメージ



【資料10】

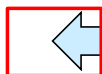
【出勤時】

- ケース1 被災自治体 原則費用無料（※は用意）
被災自治体を用意したオペレーターでの移動
※移動に必要な燃料は被災自治体用意



受渡し時
機械操作の
説明をします
※取扱説明書あり

- ケース2 被災自治体 原則費用負担（※も負担）
関東地方整備局を用意したオペレーターでの移動
※移動に必要な燃料も自治体費用負担



【現地稼働時】



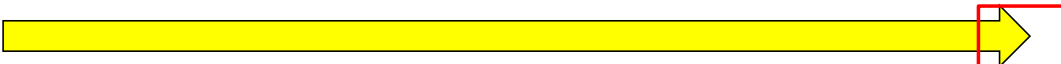
- ケース1 被災自治体 原則費用無料（※は用意）
被災自治体を用意したオペレーターで稼働
※稼働に必要な燃料は被災自治体で用意

- ケース2 被災自治体 原則費用負担（※も負担）
関東地方整備局を用意したオペレーターで稼働
※稼働に必要な燃料も自治体費用負担



【帰還時】

- ケース1 被災自治体 原則費用無料（※は用意）
被災自治体を用意したオペレーターでの移動
※移動に必要な燃料は被災自治体用意



引渡し時
燃料満タン返し
災害対策機械の
清掃が必須条件

- ケース2 被災自治体 原則費用負担（※も負担）
関東地方整備局を用意したオペレーターでの移動
※移動に必要な燃料も自治体費用負担



上記の組み合わせ状況により、費用負担の有無が発生します

国土交通省 関東地方整備局



排水ポンプ車



照明車



路面清掃車



散水車

上記の災害対策用機械は一例です。

以下、各種機械詳細URL

自治体への支援活動 | 防災 | 国土交通省 関東

地方整備局 (mlit.go.jp)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000052.html>

災害対策用機械派遣に関するよくある質問

災害発生時

Q 災害対策用機械を借り受けたのですがどのようにすればいいですか

関東地方整備局管内の地方公共団体において、リエゾン協定に基づく被害状況及び支援要請の確認を行う事象(※1)が発生した場合、各地方公共団体の防災担当者の皆様と「ホットライン」を構築させて頂き、その際に、各災害による「被害状況確認」「支援要請(※2)の確認」をさせて頂きます。その後、必要があれば【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせして頂ければ詳細な調整をさせて頂きます。これと並行して、地方公共団体名で要請書(※3)災害対策用資機材等の派遣について(要請)を関東地方整備局長宛に提出頂きます。その後、調整、派遣という流れになります。

(※1)
・震度5弱以上
・津波警報
・火山の噴火警報
・記録的短時間大雨情報が連続(概ね3時間以内)が2回発表
・土砂災害警戒情報が発表され、かつ避難指示が発令
・特別警報(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪、大雪)が発表 等

(※2)
・リエゾン派遣
・応急対策派遣(災害対策資機材派遣など)
・TEC-FORCE 派遣
・その他困りごとがあればいつでもご相談を 等

(※3)
要請書(様式)
以下URL
[自治体への支援活動 | 防災 | 国土交通省 関東地方整備局 \(mlit.go.jp\)](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/00807330.docx)
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/00807330.docx

Q 災害対策用機械はどのような種類があるのですか

一例ですが、台風などの大雨にともなう洪水対策として、排水作業を迅速かつ効率的に実施する「排水ポンプ車」、災害発生時に出勤し、現地対策本部として応急対策の指揮、連絡、広報活動等を円滑に実施するための「対策本部車」、災害時、災害復旧に携わる人々の休憩場所や長期の救助活動の簡易宿泊施設としての役割を果たす「待機支援車」、災害現場、作業現場内の照明作業として使用する、「照明車」の他、災害時の道路土砂流出時に路面を清掃する「散水車」「路面清掃車」、雪害時の「除雪車」などがあります。【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせして頂ければ詳細な調整をさせて頂きます。以下のURLに災害対策用機械の詳細がありますので参考にしてください。[自治体への支援活動 | 防災 | 国土交通省 関東地方整備局 \(mlit.go.jp\)](https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000053.html) <https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000053.html>

Q 災害対策用機械を借り受けた場合の費用はどのくらいかかりますか

「ホットライン」を構築させて頂いた際の、【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせして頂ければ、派遣内容ケースを勘案し概ねの1日/台あたりの金額をお知らせいたします。

Q 費用負担が発生した場合の費用金額の算出、支払い方法などは

派遣終了した際に、費用金額、支払い方法などを個別に連絡調整させて頂きます。

災害対策用機械派遣に関するよくある質問

災害対策用機械借り受け、返却時

Q 災害対策用機械を(自治体が)借り受けた場合、操作に必要な免許証(資格)などは

一例ですが、排水ポンプ車の運転免許は、中型(8t限定)または中型となります。また、照明車は準中型または中型(8t限定)となります。路面清掃車及び散水車は大型免許または中型、中型(8t限定)が必要になります。災害対策用機械の諸元などについては、【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせしてください。

Q 災害対策用機械を(自治体が)借り受けた場合、操作説明などはして頂けるのですか

操作説明については、借り受け時に説明いたします。また、車両に操作説明書が備えつけてありますので参考にしてください。稼働中に不具合が発生した場合は【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせしてください。

Q 災害対策用機械を(自治体が)借り受けた場合、車両保険等はどうすればよいですか

民間保険会社の自動車保険を、自治体又は自治体から委託を受けた業者が、車両の引き渡し時から適用することは可能です。車両保険等を自治体が借り受け時にかけたい場合の具体的な手続き(対象車両の車検証のコピーの提供等)については、災害対策機械の貸し出し先の担当者と自治体の担当者間で借り受け調整時に個別にお願いします。

Q 災害対策用機械を(自治体が)借り受けた場合、返却時の条件などがありますか

災害対策用機械の返却時(引き渡し)条件は、燃料満タン(車両の他、備付けの発電機なども対象)、車両の洗車、清掃(備付けの発電機、排水ホースなども対象)となります。返却時は貸し出し先の担当者の立ち会いを受けて頂き返却となります。

その他

Q 災害対策用機械について、操作経験がありません。災害への備えとして操作講習会などして頂けるのですか

【連絡窓口】担当窓口の関東地方整備局や事務(管理)所等防災担当者へ問い合わせ相談願います。その後、調整させていただきます。参考として防災に関する取り組み(災害対策用機械など含)については、関東地方整備局で出前講座を実施しております。

※「出前講座」とは、防災や環境の取り組みなど関東地方整備局の行っている事業について、わかりやすくお話しさせていただき、ご意見などを伺うものです。主に公共性・公益性のある団体、機関等からのご依頼に応じて、講座を実施しています。出前講座は、関東地方1都8県(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県)の道路・河川・港湾の整備を行っている関東地方整備局が、地域のみなさまとの対話を重視した行政を行う上での取り組みのひとつとして実施しています。